



平成20年1月31日付 建設業法施行規則の改正により平成20年4月から経営事項審査が大幅に変更されました。この改正に対応した経営状況分析申請に関するQ&Aを以下に纏めましたのでご活用ください。

なお、ご不明な点などがありましたら、CIIC支部・事務所へ気軽にお問い合わせください。

CIICでは皆様からの経営状況分析のご申請を心よりお待ちしております。

◇◇ご案内◇◇

平成21年4月よりインターネットを利用した電子申請による受付を開始いたしました。CIIC電子申請に関するQ&Aは別途掲載しておりますので、CIICホームページの「CIIC電子申請のご案内」をご覧ください。

(<http://www.ciic.or.jp/bunseki/electronic.html>)

1.CIICへの経営状況分析申請について

Q1.情報の流出が心配です。CIICの情報セキュリティ対策はどうなっていますか。

👉 ご安心ください。CIICでは情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS)に関するISO規格(27001)の認証を取得しております。認証審査機関の厳しい審査を経て申請者様から提出いただいた大切な情報を厳重に管理しております。

また、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)、「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」および関係諸法令等の遵守徹底を図るとともに、個人情報を適切かつ安全に取り扱うため「個人情報保護基本指針」を制定し、役職員に周知徹底を図っています。

Q2.申請の準備が毎回たいへんです。何か便利なものはないですか。

👉 CIICでは分析申請書、財務諸表等を簡単に作成いただける申請用総合ソフト **電子申請対応版「CIIC分析パック」を無料でご用意**しています。CIICホームページより、面倒なユーザ登録はなく簡単にダウンロードしてお使いいただけますのでお気軽にご利用ください。

「CIIC分析パック」は法人・個人用をご用意しており、財務諸表作成においては入力ミスを防ぐ計算チェックを組み込んでいますので安心してデータの入力ができます。操作も簡単ですので、是非お試しください。

※「CIIC分析パック」はCIICホームページの「分析パックのご案内」にご用意しております。

Q3.CIICへ経営状況分析の申請をするにはどのような方法がありますか。

👉 CIIC支部・事務所への郵送、持込のほか、インターネットを利用した電子申請による受付を行っております。持込の場合、土日祭日および年末年始等を除いたCIIC営業日の午前9時から午後5時までとなります。電子申請に関する手続きの詳細はCIICホームページの「CIIC電子申請のご案内」をご覧ください。

Q4.申請書類を郵送するにあたって、どのような方法で送付すればいいですか。

👉 個人情報を含む重要な書類を送付いただくため、郵送履歴が残ります「特定記録郵便」または「簡易書留郵便」のご利用をお奨めいたします。また、万一の誤配、未着等のトラブルが発生した場合の追跡調査を容易にする目的もあります。

Q5.CIICの申請窓口は東日本支部(東京都中央区)、西日本支部(大阪市)以外にありますか。

👉 札幌市に北海道事務所、福岡市に九州事務所があります。お客様の便利なところに申請してください。※Q&Aの最後に掲載しているCIIC支部・事務所の一覧をご参照ください。

Q6.北海道事務所(又は九州事務所)に申請書類を送付したのに、支部から財務内容の照会がありました。なぜですか。

👉 迅速な審査を実施するため、支部と事務所は常に連携を取っている関係上、支部から照会させていただく場合もあります。ご了承ください。

Q7.申請書送付用封筒の宛名欄にある()には何を記載するのですか。

➡ お客様(申請者)の都道府県名をご記入ください。

Q8.許可の更新手続き中ですが、経営状況分析申請はできますか。

➡ できます。直近の許可通知書に更新手続き中の許可申請書をあわせてご提出ください。また、新しい許可通知書が発行され次第、その写しをCIIC宛にご送付ください(FAXでも結構です)。

Q9.CIICへ提出した財務諸表等に誤りがあったことが判明しました。どのようにすればよいでしょうか。

➡ 分析結果通知書を受領されている場合も含め、速やかにCIIC支部・事務所までご連絡ください。Q&Aの最後に掲載しているCIIC支部・事務所の一覧をご参照ください。

2.申請に必要な書類について

Q1.平成20年4月の経審改正で分析申請に関する様式に変更はありましたか。

➡ 建設業法施行規則で定められた様式変更のうち、分析申請に係るものは「経営状況分析申請書」、「財務諸表」、「兼業事業売上原価報告書」となります。

(注)「財務諸表」においては以下の経過措置がありました。

経過措置:平成18年9月1日以後に到来する決算期に適用

ただし、平成20年3月31日までに到来した決算期は従前の例によることができる

Q2.分析申請書、財務諸表等の入手方法を教えてください。

➡ CIICでは分析申請書、財務諸表等を簡単に作成いただける申請用総合ソフト電子申請対応版「CIIC分析パック」を無料でご用意しています。CIICホームページより、面倒なユーザ登録はなく簡単にダウンロードしてお使いいただけますのでお気軽にご利用ください。

「CIIC分析パック」は法人・個人用をご用意しており、財務諸表作成においては入力ミスを防ぐ計算チェックを組み込んでいますので安心してデータの入力ができます。操作も簡単ですので、是非お試しください。

※「CIIC分析パック」はCIICホームページの「分析パックのご案内」にご用意しております。

Q3.平成20年4月の経審改正により、分析申請に必要な書類に変更はあったのですか。

➡ 主な変更は以下の2点です。

①受取手形割引高を確認できる書類の提出が不要となりました。

②前期において当財団へ分析申請をされていない方は、当期および前期の減価償却実施額を確認できる書類を提出してください。

申請に必要な書類は、CIICホームページ「経営状況分析申請について」の[申請に必要な提出書類]をご覧ください。

また、連結決算による分析申請については必要な書類が異なりますのでご注意ください(連結決算については、「8.連結決算について」のQ2.をご覧ください)。

Q4.会社を設立して20年経ちます。昨年、新たに建設業許可を取得したのですが、提出する財務諸表は1期分だけでよいのですか。

➡ 許可の取得時期にかかわらず、はじめてCIICへ経営状況分析を申請される方は3期分の財務諸表が必要です。

Q5.分析申請の後に追加して提出する書類はありますか。

➡ ご提出いただいた財務諸表の真正性を確認するため、後日追加して確認資料の提出または提示をお願いする場合がございます(例えば税務申告書等)。

なお、審査の内容によっては一度に纏めて確認資料の提出または提示をお願いできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

分析審査を速やかに行うためにもご理解ご協力をお願いいたします。

Q6.分析申請に必要な確認資料を添付するにあたり、その資料に関する補足説明を余白へ記載してもよろしいですか。

➡ 記載していただいても結構です。

Q7.経営状況分析申請に建設業許可の通知書や証明書はなぜ必要なのですか。

➡ 分析審査を行う上で、お客様(申請者)が建設業許可を取得していることを確認させていただいています。

3.経営状況分析申請書について

Q1.決算期変更(例えば、平成21年3月末から平成21年6月末に変更)をした場合の分析申請書の記載はどうなりますか。

➡ 分析申請書の記載は以下のようになります。

審査対象事業年度	平成20年7月1日～平成21年6月30日	処理の区分① 02	処理の区分②
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	平成20年4月1日～平成21年3月31日	処理の区分① 00	処理の区分②
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	平成19年4月1日～平成20年3月31日	処理の区分① 00	処理の区分②

Q2.平成21年4月1日に新規で法人を設立しました。未だ決算期(平成22年3月31日)は到来していません。分析申請書の記載はどうなりますか。

➡ 分析申請書の記載は以下のようになります。

審査基準日 平成21年4月1日

審査対象事業年度	平成21年4月1日～平成21年4月1日	処理の区分① 04	処理の区分② 20
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	—	処理の区分①	処理の区分②
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	—	処理の区分①	処理の区分②

Q3.経営状況分析申請書の項番「15」、主たる営業所の所在地市区町村コードはどこで調べたらよいですか。

➡ (財)地方自治情報センターのホームページ(<https://www.lasdec.or.jp/cms/index.html>)で調べることができます。この地方公共団体コード一覧で確認する場合は、コードの先頭5桁を分析申請書に記入してください。

Q4.「減価償却実施額」の意味を教えてください。

➡ 財務諸表に「有形固定資産」もしくは「無形固定資産」として記載され、かつ、「減価償却費」として費用計上された償却額をいいます。

Q5.「(当期または前期)減価償却実施額」の端数処理はどうしたらよいですか。

➡ 分析申請書に記載する「当期または前期減価償却実施額」は千円未満切り捨てとなります。

Q6.初めて経営状況分析を申請する場合、「減価償却実施額」の金額はどのように記入すればよいですか。

➡ 分析申請書の項番18へ「当期減価償却実施額」、項番19へ「前期減価償却実施額」、申請書余白へ「前々期減価償却実施額」を記入してください。

確認資料は当期および前期分を添付してください(前々期分の添付は不要です。)

また、連結決算により分析申請をする場合は「減価償却実施額」の記入および確認資料の提出は不要です。

Q7.「前期減価償却実施額」は前期CIICへ申請した内容と同じ場合でも申請書への記入および確認書類の提出が必要ですか。

➡ 申請書への記入および確認書類の提出は不要です。この場合、項番19「前期減価償却実施額」の欄は必ず空欄としてください。誤って「0」を記入した場合、「前期減価償却実施額」は0として評点計算されてしまいますのでご注意ください。

Q8.「(当期または前期)減価償却実施額」がゼロの場合は、申請書への記入を省略できますか。

➡ いいえ。分析申請書の項番18「当期減価償却実施額」または項番19「前期減価償却実施額」の欄に必ず「0」を記入してください。この場合、確認資料の添付は不要です。

Q9.「(当期または前期)減価償却実施額」に「一括償却資産」及び「少額償却資産」の償却額を含めることはできますか。

➡ 財務諸表に「有形固定資産」もしくは「無形固定資産」として記載され、かつ、「減価償却費」として費用計上されていれば含めることができます。

Q10.「(当期または前期)減価償却実施額」にソフト開発費の償却額を含めることはできますか。

➡ 財務諸表に「無形固定資産」として記載され、かつ、「減価償却費」として費用計上されていれば含めることができます。その際、確認できる資料(税務申告書別表16(6)等)を添付してください。

Q11.「(当期または前期)減価償却実施額」にリース資産の所有権移転外リース取引における償却額を含めることはできますか。

➡ 財務諸表に「固定資産」として記載され、かつ、「減価償却費」として費用計上されていれば含めることができます。その際、確認できる資料(税務申告書別表16(4)等)を添付してください。

Q12.平成19年度までの分析申請書には「受取手形割引高」の記入欄がありましたが記入しなくてよいですか。

➡ はい。「受取手形割引高」の記入は不要となりました。
ただし、財務諸表における注記表 注3(2)「保証債務、手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額」に「受取手形割引高」および「裏書手形譲渡高」を必ず記入(該当がない場合は「該当なし」と記入)してください。

4.財務諸表について

Q1.平成20年4月の規則改正後の財務諸表(省令様式)を作成する場合の主な注意点(変更点)を教えてください。

➡ 主な改正は以下の2点です。
①「手形割引料」は、従来、営業外費用の「支払利息」へ計上することになっていましたが、改正により「支払利息」ではなく営業外費用の「その他」へ計上することとなります。ただし、その額が営業外費用の1/10を超える場合は「手形売却損」として計上してください。
②繰延資産の勘定科目について、「社債発行差金」が削除され、「新株発行費」が「株式交付費」に変更されています。

既に規則改正前の様式で財務諸表を作成済の方はご確認をお願いします。

Q2.経営状況分析申請に添付する財務諸表の様式は建設業法施行規則で定める様式(省令様式)以外でもよいですか。

➡ いいえ。省令様式以外(税務申告書添付の決算報告書等)での受付はできませんのでご了承ください(建設業法施行規則第19条の4)。
ただし、連結決算による申請の場合は必要な書類等が異なりますので、「8. 連結決算による申請について」のQ2.をご覧ください。

Q3.税務申告書添付の決算報告書から省令様式の財務諸表に転記する際、勘定科目が財務諸表上にない場合はどのようにしたらよいですか。

➡ 勘定科目の分類は、「建設業法施行規則別記様式第15号及び第16号の国土交通大臣の定める勘定科目の分類を定める件」を参考に分類し、適切な勘定科目に振り替えてください。なお、「その他(流動資産)」、「その他(流動負債)」、「その他(固定負債)」等に属する資産又は負債で、その金額が資産の総額の1/100を超えるものについては、当該勘定科目を明記してください(1%ルール)。

Q4.経営状況分析申請に提出する財務諸表は、許可の変更届に添付された財務諸表をコピーして提出すればよいですか。

➡ はい。原本ではなくコピーをご提出ください(連結決算により経営状況分析を申請する場合を除きます)。
ただし、消費税の処理について、課税事業者については税抜処理、免税事業者については税込処理とされている点にご留意をお願いします。
また、平成20年3月31日以前の省令様式(旧様式)で財務諸表等を作成している場合は、経過措置(※1)に該当した場合のみ使用できます。この場合、Q1(規則改正後の財務諸表の主な注意点)をご参照ください。
(※1)平成20年3月31日までに到来した決算期において使用することができます。

Q5.経営状況分析申請に添付する財務諸表の訂正方法を教えてください。

➡ 二重線で訂正し、訂正印(代表者印)をご捺印ください。訂正印は経営状況分析申請書にご捺印頂いた印影でお願います。

Q6. 税務申告書添付の決算報告書は税務署で受理されているにも関わらず、経営状況分析申請ではなぜ訂正を求められるのですか。

➡ 経営状況分析申請時の財務諸表は「建設業法施行規則別記様式第15号及び第16号の国土交通大臣の定める勘定科目の分類を定める件」の告示に基づいて作成する必要があります。例えば、「繰延資産」において、税法上認められる「繰延資産」は多岐に亘りますが、建設業法施行規則、大臣告示においては5科目しか計上が認められておりませんので、財務諸表作成にあたっては適宜振り替えていただく必要があります。

Q7. 経営状況分析申請に添付する財務諸表の金額の計上方法について教えてください。(端数処理における切り捨て、四捨五入及び、合計不一致)

➡ 財務諸表の金額単位は「千円」が原則ですが、会社法上の大会社は「百万円」単位でも記載できます。例えば、金額を千円単位で表記する際の端数処理は、切り捨て、切り上げ、四捨五入の3つがあります。財務諸表全ての勘定科目において統一した方法で計上してください。また、各科目の合計(例:流動資産合計)については、端数処理を行った各科目を合計して算出するのではなく、各科目の合計も同様に合計額に対して端数処理をお願いします。
なお、財務諸表の端数処理の方法について定めている許可行政庁もありますのでご注意ください。

Q8. 「売掛金」、「買掛金」がある場合にはどのように計上したらよいですか。

➡ 税務申告書添付の決算報告書の「売掛金」、「買掛金」には、建設部門と兼業部門に係る未収あるいは未払額が合算して計上されている事例が見られます。経営状況分析申請時の財務諸表では、建設部門の未収額は「完成工事未収入金」へ、兼業部門の未収額は「売掛金」へ適宜振り替えてください。
また、「買掛金」も同様に、建設部門の未払額は「工事未払金」へ、兼業部門の未払額は「買掛金」へ適宜振り替えてください。

Q9. 「受取手形」の決済日が金融機関の休日である場合、注記表に記載する「受取手形割引高」の金額はどのようになりますか。

➡ 手形決済日の前営業日時点における金額を計上してください。

Q10. 引渡しを完了していない工事の請負代金の受入金は「預り金」もしくは「前受収益」として計上できますか。

➡ 「未成工事受入金」として計上してください。ただし、工事進行基準によって完成工事高に含めた部分は除きます。なお、「預り金」は社会保険料預り金、源泉所得税預り金および消費税預り金などが対象となります。「前受収益」には前受利息、前受賃借料等、一定の契約に従い継続して役務の提供を行う場合、いまだ提供していない役務に対し支払を受けた対価を記載してください。

Q11. 回収見込みのない「完成工事未収入金」、「貸付金」、「不渡手形」は経営状況分析申請に添付する財務諸表にどのように計上したらよいですか。

➡ 「完成工事未収入金」等の営業債権のうち、相手先の倒産等により債権を回収できない(正常営業循環過程から逸脱している)ことが明らかな場合は、「投資その他の資産」の「破産債権、更生債権等」へ振り替えてください【正常営業循環基準】。
また、「貸付金」や「立替金」等の営業外債権のうち、決算後1年以内に回収できないことが明らかな場合も「投資その他の資産」へ振り替えてください【1年基準】。

Q12. 取引先の突然の倒産により多額の「貸倒損失」が発生することとなりましたので、計上箇所を教えてください。

➡ 「完成工事未収入金」等の営業債権に係る「貸倒損失」は、原則、「販売費及び一般管理費」へ、また「貸付金」等の営業外債権に係る「貸倒損失」は「営業外費用」へ計上してください。ただし、臨時的かつ多額であるなど異常性があると判断した場合は、「特別損失」に計上することもできます(国交省告示)。

Q13. 欠損のため法人税の申告税額が発生しません。「法人税、住民税及び事業税」には「0千円」と記載してよろしいですか。

➡ 「法人税、住民税及び事業税」には、税引前当期純利益に対する「法人税」、「住民税」、「事業税」の合計額を計上します。当期が欠損であっても住民税の均等割額が発生しますので、その金額を損益計算書の「法人税、住民税及び事業税」と貸借対照表の「未払法人税等」に計上することとなります。
なお、計上にあたっては税務申告書の別表4、同5(1)、同5(2)の他、未収還付法人税等が発生していないか等を確認のうえ、財務諸表に該当金額を計上してください。

Q14.財務諸表の注記表は全て記載する必要がありますか。

➡ 省令様式の財務諸表における注記表は、会社の種類(注1)により記載を必要とする注記が異なります。記載を要する箇所に記載すべき事柄がない場合は、「該当なし」と記載してください。

なお、経営状況分析の申請においては、上記の会社の種類にかかわらず注3. 貸借対照表関係の(2)へ「受取手形割引高」及び「受取手形裏書譲渡高」を必ず記入してご提出ください。
(連結決算による申請および個人の場合を除く)

(注1)会計監査人設置会社、公開会社、株式譲渡制限会社、持分会社の種類別

Q15.「受取手形割引高」及び「受取手形裏書譲渡高」は財務諸表のどこに記載するのですか。

➡ 財務諸表の注記表の注3(2)保証債務、手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額のところに「受取手形割引高 ○, ○○○千円」、「受取手形裏書譲渡高 ○, ○○○千円」とご記入をお願いいたします。金額単位は「千円」が原則ですが、会社法上の大会社は「百万円」単位でも記載できます。

5.分析手数料について

Q1.分析手数料は消費税の課税対象となっていますか。

➡ はい。消費税の課税対象となっております。

Q2.分析手数料を納付する際、払込手数料は申請者が負担しなければなりませんか。

➡ 前年度、CIICへ分析申請された方は、決算月の翌月に郵送でご案内している「Pay-easy」払込票によりお支払いいただく場合は払込手数料はかかりません。

【分析手数料のお支払い方法】

- ①「Pay-easy」によるお支払い(払込手数料はかかりません)
 - ・主な郵便局・金融機関・コンビニエンスストアでお支払い(一部ネットバンキング対応)いただけます。
- ②「Pay-easy」以外の払込票によるお支払い(払込手数料は申請者様のご負担となります)
 - ・郵便局または金融機関の窓口でお支払いいただけます。

※詳細はCIICホームページ「[分析手数料のご案内](#)」をご覧ください。

なお、平成21年4月1日から受付を開始いたしました電子申請による分析手数料のお支払い方法は、CIICホームページの「[CIIC電子申請のご案内](#)」(<http://www.ciic.or.jp/bunseki/electronic.html>)に詳細をご案内しておりますのでご参照ください。

Q3.経営状況分析の手数料を二重に振り込んでしまいました。返還してもらうことはできますか。

➡ 返還いたします。返還手続きの詳細につきましては、お手数ですが、最寄りのCIIC支部・事務所までお問い合わせください。Q&Aの最後に掲載しているCIIC支部・事務所の一覧をご参照ください。

6.分析指標について

Q1.平成20年4月の経審改正で分析指標は変更されたのでしょうか。

➡ 経営状況の評点を算出する指標は、従来の12指標から8指標に変更されました。指標の詳細はCIICホームページ「[経営状況分析申請について](#)」の[経営状況分析における指標について]をご参照ください。

7.委任状について

Q1.経営状況分析の代理人申請ではなぜ委任状が必要なのですか。

➡ 建設業法施行規則「様式第25号の8」の記載要領1において、添付が必要と定められています。また、分析申請にかかる申請者と代理人との委任関係及び委任の範囲を明確にするために必要です。

なお、代理人申請の場合、代理人の記名および捺印および申請者の記名が必要となりますが、申請者の捺印は省略することができます。

Q2.自社の担当者が書類を作成して申請する場合、委任状は必要ですか。

➡ 不要です。

8.連結決算による申請について

Q1.連結決算による経営状況分析の申請はどのような会社が申請できますか。

- ➡ 審査基準日において会社法第2条第6号に定める大会社であり、かつ金融商品取引法第24条第1項(同法第27条において準用する場合を含む)の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出することを義務付けられている会社(以下、「有報提出大会社」)は連結決算により分析申請することが定められています。該当する方は単独決算による申請はできません。

また、次に該当する方は連結決算により経営状況分析の申請をすることができます。

- ①国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査の取扱いについて(グループ経営)の定めにより、国土交通大臣の認定を受けた場合
- ②有報提出大会社以外の会計監査人設置会社である親会社(監査証明書の写しの提出が必要です)
- ③国土交通大臣が認定した企業集団に属する親会社及び子会社(※1)に属する場合
(※1)③に該当する子会社における詳細は、「9. 企業集団に属する子会社について」をご参照ください。

Q2.連結決算による経営状況分析を申請する場合、どのような書類が必要になりますか。

- ➡ 建設業法施行規則に定める財務諸表にかわり、有価証券報告書の連結財務諸表(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュフロー計算書)が必要となります。

また、「減価償却実施額」を確認できる書類の提出は不要です。

詳しくはCIICホームページ「経営状況分析申請について」の[申請に必要な提出書類]をご覧ください。

Q3.連結決算による経営状況分析を申請する場合、申請書の「減価償却実施額」の金額はどのように記入すればよいでしょうか。

- ➡ 連結決算による申請の場合、記入は省略(空欄)となります。

9.企業集団に属する子会社について

Q1.企業集団に属する会社とは、どのような会社が該当するのですか。

- ➡ 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号。以下「規則」と表示)」第8条第3項に規定する親会社及びその子会社の関係にあり、親会社および子会社が以下のそれぞれの要件を満たしている場合に該当します。

【親会社の要件】: 会計監査人設置会社であり、かつ次のいずれかに該当することが要件となります。

- ①親会社が有価証券報告書提出会社である場合、親会社はその子会社との関係において、規則第8条第4号に掲げる要件のいずれかを満たしていること
- ②親会社が有価証券報告書提出会社ではない場合、親会社はその子会社との関係において、議決権の過半数を自己の計算において所有していること

【子会社の要件】: 次のいずれにも該当する建設会社であることが要件となります。

- ①子会社の売上高が親会社における連結財務諸表の売上高の5%以上であること
- ②子会社単独の経営状況評点が、親会社の連結財務諸表による経営状況評点の2/3以上であること

Q2.企業集団に属する子会社に該当すれば、連結決算での経営状況の評点により評価されるのですか。

- ➡ いいえ。国土交通大臣へ企業集団として数値の認定申請を行い、認定書の交付を受けることにより連結決算での経営状況の評点で評価を受けることができます。Q3.以降をご参照ください。

Q3.企業集団に属する子会社として国土交通大臣の認定を受けるにはどのような手続きが必要ですか。

- ➡ 企業集団に属する子会社として数値の認定申請をするには、経営状況分析においては親会社が作成する連結決算による分析結果通知書に加え、自社単独決算による分析結果通知書が必要となります。

国土交通省が定める「企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定申請書」(以下、「認定申請書」)および上記分析結果通知書(2種)に加え、以下の書類を添えて国土交通省総合政策局建設業課へ申請してください。

- ①親会社が有価証券報告書提出会社である場合、有価証券報告書の写し
- ②親会社が有価証券報告書提出会社ではない場合、連結財務諸表、親会社が子会社(自社)の議決権の過半数を自己の計算において所有していることを証明する書類及び監査証明書の写し

※認定申請の詳細および認定申請書はCIICホームページの「経営状況分析申請について」の[連結財務諸表による申請の注意点等]をご参照ください。

Q4.企業集団に属する子会社として分析申請をする場合の注意点を教えてください。

➡ 分析の申請は、親会社の連結財務諸表による申請と子会社として自身の単独決算による申請をそれぞれ行ってください。経営状況分析申請書および分析手数料等もそれぞれ必要となります。

経営状況分析申請書の「申請者」欄は、親会社の連結財務諸表による申請の場合も子会社名となります。

親会社の連結財務諸表による申請の場合、経営状況分析申請書の項番「05 審査対象事業年度」の「処理の区分②」に「21」と記入してください。

申請に必要な書類は、CIICホームページ「経営状況分析申請について」の「申請に必要な提出書類」をご覧ください。

◇◇ご案内◇◇

平成21年4月よりインターネットを利用した電子申請による受付を開始いたしました。CIIC電子申請に関するQ&Aは別途掲載しておりますので、CIICホームページの「CIIC電子申請のご案内」をご覧ください。

(<http://www.ciic.or.jp/bunseki/electronic.html>)

登録経営状況分析機関 登録番号1 CIIC 一般財団法人 建設業情報管理センター

〒104-0045 東京都中央区築地2丁目11番24号 第29興和ビル7階

お問い合わせ先

東日本支部 〒104-0045 東京都中央区築地2丁目11番24号 第29興和ビル7階	西日本支部 〒540-0005 大阪府大阪市中央区上町A番12号 上町セイワビル9階
北海道・東北地区担当 03-3544-6903 関東地区担当 03-3544-6901 中部・北陸地区担当 03-3544-6902	近畿地区担当 06-6767-2801 中国・四国地区担当 06-6767-2802 九州・沖縄地区担当 06-6767-2803
北海道事務所 〒060-0004 北海道札幌市中央区北4条西3丁目1番地 北海道建設会館6階 011-222-2688	九州事務所 〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東3丁目14番18号 福岡建設会館6階 092-483-2841

経営状況分析事業に携わって20余年、関係各位より高い評価と信頼をいただいております。引き続き皆様のご期待に応えるべく、公正かつ適正な審査と迅速な対応に努めてまいります。

CIIC 一般財団法人建設業情報管理センターでは、次の業務も行っております。

📄 建設業許可情報処理受託事業

各行政庁(国・都道府県)からの委託を受け、建設業許可に係る情報をデータベースに登録し、これを管理するほか、蓄積した情報を必要に応じ行政庁に提供しております。

📄 経営事項審査情報処理受託事業

各行政庁(国・都道府県)からの委託を受け、経営事項審査に係る情報をデータベースに登録し、これを管理するほか、蓄積した情報を必要に応じ行政庁に提供しております。